

様式第1号(その3)(第5条関係)

土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書(譲受け許可)

土砂等の埋立て等に係る譲受け許可を申請しようとする者( )の行う土砂等の埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の位置及び地番	地目(登記簿)	面積(登記簿)

また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等に係る譲受け許可を申請しようとする者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第7条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 3 譲り受けようとする事業の許可年月日及び許可番号

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所

氏名 ⑩  
〔法人にあっては、その名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地〕

注 土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

## 同意に当たっての留意事項

### 1 土地の所有者の責務

土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません（条例第4条）。

所有する土地の利用について同意をする場合には、表面の列挙事項についてしっかり確認するよう努めてください。

### 2 土地の所有者に対する通知

次に掲げる場合は、許可を受けた者又はその者の地位を承継した者に対して土地の所有者に対する通知を義務付けていますので、その内容について確認するようにしてください。

- (1) 許可の内容に軽微な変更があった場合（条例第12条第4項）
- (2) 許可に条件が付された場合（条例第13条第2項）
- (3) 許可を受けた者について、地位の承継があった場合（条例第19条第3項）

### 3 土地の所有者に対する報告徴収

土地の所有者は、土砂等の埋立て等に係る施行の状況等について、県から必要な報告又は資料の提出を求められることがあります（条例第26条）。

この報告をせず、又は虚偽の報告をすると罰則の対象となり、50万円以下の罰金刑に処せられることがあります（条例第35条第3号）。